

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年2月4日

徳島市監査委員	稲井博
同	工藤誠介
同	森井嘉一
同	西林幹展

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

総務部 総務課、女性センター、職員厚生課、情報推進課、人事課、行財政経営課

2 対象期間等

平成30年4月1日から10月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成30年11月16日から平成31年1月28日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約の方法、手続、締結及び履行並びに委託料、負担金補助及び交付金の支出事務を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

総務部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

- 1 支出事務
非常勤職員の日額報酬の支給方法について、適正でないものがあった。
- 2 契約事務
契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。
- 3 その他
出勤簿に押印のないものがあった。